

第 19 号議案

商工・観光関係事業の取扱いについて

商工・観光関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4 2	協定項目名	商工・観光関係事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>商工・観光関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 制度融資については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>(2) 利子補給については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。 ただし、田主丸町、城島町、三潴町の制度で既に利子補給を受けている者については、その利子補給期間終了まで、既制度を適用するものとする。</p> <p>(3) 保証料補給については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>(4) 損失補償については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>(5) 経済団体への補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいいため、合併後も、現行の各市町の補助基準に基づく助成を、当分の間継続することとする。</p>			